

千曲市地域公共交通会議要綱

(目的)

第1条 千曲市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 委員は17名以内とし、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市循環バス運行業者各社代表
- (2) 市循環バス運行業者の運転者が組織する団体
- (3) 社団法人長野県バス協会
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (5) 鉄道事業者
- (6) 医師会の代表
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 商工会議所の代表
- (9) 観光協会の代表
- (10) 北陸信越運輸局長（長野運輸支局長）又はその指名する者
- (11) 市の職員
- (12) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 3 会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則とする。
- 4 前項により難しい場合は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(協議結果の取り扱い)

第6条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める。

(事務局)

第7条 交通会議の事務局は、千曲市市民生活部生活安全課において行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年 7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 1月24日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 6月26日から施行する。